

令和6年度第2回八千代市福祉有償運送運営協議会

令和7年3月17日（月）午前10時00分～

八千代市役所4階 第1委員会室

次 第

1. 開 会

2. 議 題

- (1) 会長・副会長の決定について
- (2) 社会福祉法人生活クラブにおいて実施する福祉有償運送の変更申請について
- (3) 特定非営利活動法人ユーアイやちよにおいて実施する福祉有償運送の対価の変更について

3. 閉 会

<資料>

資料1：社会福祉法人生活クラブ 申請資料

資料2：特定非営利活動法人ユーアイやちよ 対価の変更に係る資料

令和7年 3月 1日

(あて先) 八千代市長

住 所 千葉県佐倉市山崎字石井土 529 番地 1
名 称 社会福祉法人生活クラブ
代 表 者 理事長 三好 規

八千代市福祉有償運送運営協議会への協議依頼について

このことについて、別添のとおり自家用有償旅客運送の登録申請書案を提出いたしますので、福祉有償運送に係る運営協議会へ諮っていただきますようお願いいたします。

申請団体名 社会福祉法人生活クラブ
代表者名 理事長 三好 規
連絡先 生活クラブ風の村介護ステーション船橋
047-496-7263
担当者名 吉田 賀子

(年号) 令和 7 年 3 月 1 日

関東運輸局 千葉運輸支局長 殿
指定都道府県等の長 殿

名 称 社会福祉法人生活クラブ
住 所 千葉県佐倉市山崎字石井戸 529 番地 1
代表者の氏名 理事長 三好 規

自家用有償旅客運送の変更登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の登録事項の変更を行いたいので、道路運送法第 79 条の 7 及び同法施行規則第 51 条の 11 の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名

名称 社会福祉法人生活クラブ
住所 千葉県佐倉市山崎字石井戸 529 番地 1
代表者の氏名 理事長 三好 規

2. 登録番号

関千福第 17 号

3. 自家用有償旅客運送の種別

福祉有償運送

4. 変更しようとする事項

(1) 運送の区域

新	旧
八街市及び八街市を起点とする地域	八街市及び八街市を起点とする地域
市川市及び市川市を起点とする地域	市川市及び市川市を起点とする地域
船橋市及び船橋市を起点とする地域	船橋市及び船橋市を起点とする地域
習志野市及び習志野市を起点とする地域	習志野市及び習志野市を起点とする地域
柏市及び柏市を起点とする地域	柏市及び柏市を起点とする地域
栄町及び栄町を起点とする地域	栄町及び栄町を起点とする地域
成田市及び成田市を起点とする地域	成田市及び成田市を起点とする地域
八千代市及び八千代市を起点とする地域	

(2) 運送の種別

新	旧

(3) 運送しようとする旅客の範囲

	新	旧
身 体 障 害 者		
精 神 障 害 者		
知 的 障 害 者		
要 介 護 認 定 者		
要 支 援 認 定 者		
基本チェックリスト該当者		
そ の 他		

行うものに○を付すものとする。

(4) 事業者協力型自家用有償旅客運送を行うかどうかの別

新	
旧	

5. 変更予定期日

(年号) 令和7年 3月 1日

八千代市福祉有償運送運営協議会 申請団体要件確認調査表

NO	項 目	内 容
1	運送主体	名 称 社会福祉法人 生活クラブ
2	運送対象	対 象 イ 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者 ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者 ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者 ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者 ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者 ヘ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号にのる基準（基本チェックリスト）に該当する者 ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者
	形 態	
3	使用車両	車両数 寝 台 車 0 台 回転シート車 0 台 車椅子車 2 台 セダン車等 2 台(3/9～追加) 兼 用 車 0 台 合 計 4 台
	使用権限	車椅子車2台については運送主体が使用権限を有している セダン車2台については、持ち込み者が使用権限を有している
	車両の表示	マグネットにて、福祉有償運送事業者であることと事業所名を表示
4	運 転 者	運転者 12名 〔内訳〕 普通二種免許保持者0名、普通免許保持者 12名 〔講習〕 国土交通省認定福祉有償運送運転者講習(セダン等運転者講習を含む)を受講し、修了証の交付を受けている。また、免許取り消し・一時停止処分を受けていない。
5	損害賠償措置	〔保険名〕 名称 共栄火災海上保険（対人：無制限，対物：無制限）2台 名称 損保ジャパン （対人：無制限，対物：無制限） 1台 名称 SBI 損害保険 （対人：無制限，対物：無制限）1台
6	対 価	設 定 基本料金 4kmまで 500円 以降 1km 毎に 100円
	説 明	
	対価以外の対価	なし
	その他（入会金等）	当法人の介護保険サービスもしくは障害サービスもしくは自費サービスのご契約者のみ利用可能
7	管理運営体制	別紙「運行管理の体制等を記載した書類」「運行管理マニュアル」のとおり

8	法令遵守	別紙「宣誓書」のとおり 道路運送法及び関係法令に則り、運営いたします。
---	------	--

福祉有償運送サービス利用契約書

____様（以下、「甲」といいます）と生活クラブ風の村介護ステーション船橋（以下、「乙」といいます）は、乙が甲に対して行う福祉有償移送サービス（以下、「移送サービス」といいます）について、次のとおり契約をします。

1. 乙は、甲が可能な限り居宅において、健康を保持され、自立した生活を営むことができるよう、移送サービスを提供し、甲は乙に対し、そのサービスに対する料金を支払います。
2. この契約期間は、____年 ____月 ____日から1年間とし、契約期間の延長は、双方意義のない場合は6ヶ月毎の自動更新とします。但し、契約期間に関わらず当事業所における訪問介護、介護予防・日常生活総合事業第1号事業、障害福祉サービス又は生活クラブ風の村在宅介護独自サービス（以下併せて「事業」といいます）の利用が終了した場合は、移送サービスも終了となります。
3. 移送サービスは、船橋市、習志野市の主催する「運営協議会」の合意のもとに、国土交通省千葉運輸支局の登録を受けた福祉有償運送車両を利用し、福祉有償運送運転者として千葉運輸支局の登録を受けたヘルパーが運転し、通院、銀行や官公庁等公共機関への用務など社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出の援助を行います。
4. 乙は、道路運送法による許可を受けている事業所に限ります。
5. 営業時間、違約金、料金のお支払方法、緊急時の対応方法、サービス内容に関する苦情、損害賠償保険等については、乙が甲に提供している各事業の重要事項説明書に従います。
6. 乙が提供する移送サービスの料金は以下のとおりです。

運送の対価	1km～4kmまで 500 円
	4km以降 500 円 + 100 円 / km
その他	高速道路・有料道路・有料駐車場等を利用した場合には実費

7. 毎月20日までに前月分のサービス利用料の合計金額を請求し、27日までに口座自動引き落としにてお支払いいただきます。口座自動引き落としにてお支払いいただきました金額分の領収証を発行します。
8. 乙は、移送サービスの提供にともなって、乙の責めに帰すべき事由により甲の生命、身体、財産に損害が発生した場合は、速やかに甲に対して損害を賠償します。
9. 乙は、甲からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、サービスに関する甲の要望、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応します。
事業所苦情担当者 吉田 賀子 電話番号 047-496-7263
10. 乙および乙の職員は、サービスの提供をする上で知りえた甲又は甲の家族の情報を、正当な理由なく第三者に漏らしません。契約終了後も同様です。
11. 甲と乙との間に、この契約に関して紛争を生じた場合には、第一審の管轄裁判所は乙の事業本部を管轄する裁判所といたします。
12. 本契約を証するため本契約書を2通作成し、甲と乙が記名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

以上

年 ____月 ____日

事業者

甲欄 住所 _____

<法人名>社会福祉法人生活クラブ

<代表者名>理事長 三好 規

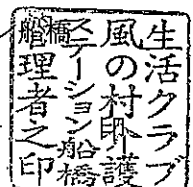
氏名 _____ 印

<事業所名>生活クラブ風の村

介護ステーション

代理者欄 _____ 印

管理者 吉田 賀子



運行管理マニュアル

1. 目的

このマニュアルは、社会福祉法人生活クラブが実施する福祉有償運送の運行管理に関する基本的な事項を定め、安全運行の確立を図ることを目的とする。

2. 組織

運行管理業務および整備管理業務を誠実かつ確実に遂行するために、運行管理の責任者及び整備管理の責任者を定める。

運行管理の責任者 吉田 賀子

整備管理の責任者 伴場 隼

3. 運転者

福祉有償運送の運転者の要件は、次のとおりとする。

(1) 福祉車両

ア 第二種運転免許を受けており、かつ、その効力が停止されていない者

イ 第一種運転免許を受けており、かつ、その効力が過去2年以内において停止されていない者であって、次に掲げる要件のいずれかを備える者

(ア) 国土交通大臣が認定する講習（福祉有償運送運転者講習）を修了していること。

(イ) (1) イ (ア) に掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること。

(2) セダン車両

ア 介護福祉士の登録を受けていること。

イ 国土交通大臣が認定する講習（セダン等運転者講習）を修了していること。

ウ (2) アイに掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること。

4. 運行管理業務

(1) 点呼

運行管理の責任者は、運転者に対して、乗務の開始前に原則対面で点呼を実施し、疾病・疲労・飲酒その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無を確認し、必要な指示を与える。

(2) 乗務記録

運転者は、乗務終了後速やかに乗務記録を作成し、運行管理者の責任者に報告する。

<記載事項>

- ・日時
- ・運転者の氏名
- ・自動車登録番号
- ・利用者の氏名
- ・発地及び着地、主な経過地点
- ・運送に要した時間及び運行距離
- ・収受した対価
- ・事故、著しい遅延、その他異常な状態が発生した場合の概要及び原因

運行管理の責任者は、その記録を1年間保存する。

(3) 研修および指導監督

運行管理の責任者は、事故を起こした運転手には適性診断を受けさせるなど安全運転に関する意識の徹底を図るとともに、整備管理の責任者と協力をして、輸送の安全と利用者の利便確保のために必要な措置を講じ、また必要な指導監督を行うなど誠実にその任務を遂行するよう努める。

5. 整備管理業務

(1) 日常点検

整備管理の責任者は、自動車の安全運行を確保するため、乗務の開始前に日常点検を実施する。やむを得ない場合には、乗務する運転者自らが責任を持って実施する。

(2) 定期点検整備

整備管理の責任者は、自動車の安全運行の確保と経済的使用を図るため、6ヶ月ごとに定期点検整備を行う。

(3) 点検整備の記録および保管管理

点検整備の実施結果は、適切に管理保存する。

6. 事故に関する対応

(1) 事故発生時の対応についての教育指導

運転者は、運送中に万一事故が発生した場合には、次のとおり対応することとする。

- ①事故の続発を防ぐための処置を講じる。
- ②死傷者のあるときには、速やかに応急手当その他の必要な措置を講じる。
- ③警察署に報告し、指示を受ける。
- ④運行管理の責任者に緊急連絡をして指示を受ける。

運行管理の責任者は、上記の対応事項について、日頃から運転者に周知徹底を図るよう努めるとともに、必要に応じ、緊急救命措置の研修等を行う。

(2) 事故発生時の対応

運行管理の責任者は、運転者その他の者から事故が発生した旨の連絡を受けたときは、次のとおり対応することとする。

- ①直ちに事故の続発防止、負傷者の救急等所要の措置を講じるよう指示する。
- ②軽微な事故を除き必ず現場に急行し、発生状況等原因を調査する。
- ③できる限り目撃者、相手方の意見を聴取する。
- ④把握した事故の状況等を記録し、2年間保存する。

<記録事項>

- ・発生日時、場所
- ・運転者の氏名
- ・自動車の登録番号
- ・事故の当事者（運転者を除く）の氏名、連絡先等
- ・事故の概要（損害の程度等）
- ・原因
- ・再発防止策

- ⑤船橋市に報告し、必要な指示を受ける。

7. 苦情に関する対応

運行管理の責任者は、利用者等からの苦情を受けたときは、遅滞無く、内容を調査し、改善に向けた対応を図るとともに、その結果を利用者に回答する。

また、対応者等を明らかにした記録を作成し、1年間保存する。

<記録事項>

- ・苦情の内容
- ・原因究明の結果
- ・回答の内容
- ・改善措置

関東運輸局千葉運輸支局長 殿
指定都道府県の長 殿

宣 誓 書

当法人における役員の全員が、道路運送法第79条の4第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しないことを宣誓致します。

(年号) 令和7年 3月 1日

名 称 社会福祉法人生活クラブ
住 所 千葉県佐倉市山崎字石井戸 529 番地 1
代表者の氏名 理事長 三好 規

運転者就任承諾書 兼 就任予定運転者名簿

申請者（社会福祉法人生活クラブ）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運転者として就任することを承諾致します。

	氏 名	住 所	運転免許の種類	
			区 分	種 類
1			普通	1 種
2			普通	1 種
3			普通	1 種
4			普通	1 種
5			普通	1 種
6			普通	1 種
7			普通	1 種
8			普通	1 種
9			普通	1 種
10			普通	1 種
11			普通	1 種
12			普通	1 種

※ 運転免許の種類欄には、受けている運転免許の別（普通・大型及び1種・2種）を記載すること。

※ 第2種運転免許を有しない者にあつては、施行規則第51条の16第1項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

運行管理の責任者 就任承諾書

申請者（ 社会福祉法人生活クラブ ）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運行管理の責任者として就任することを承諾致します。

また、乗車定員11人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者として就任した場合には、道路運送法施行規則第51条の18に規定する国土交通大臣が告示で定める講習を受講することを宣誓致します。

（年号）令和7年 3月 1日

住 所 
氏 名 吉田 賀子

※ 乗車定員11以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

運送の主体（申請者名）	社会福祉法人生活クラブ 生活クラブ風の村介護ステーション船橋
-------------	-----------------------------------

運行管理の体制等を記載した書類

事務所名（生活クラブ風の村介護ステーション船橋）

1. 運行管理・整備管理の体制

(ア) 運行管理の責任者の就任予定名簿

No	氏 名	住 所	資格の種類	委託	協力
1	吉田 賀子		その他		
2					
3					

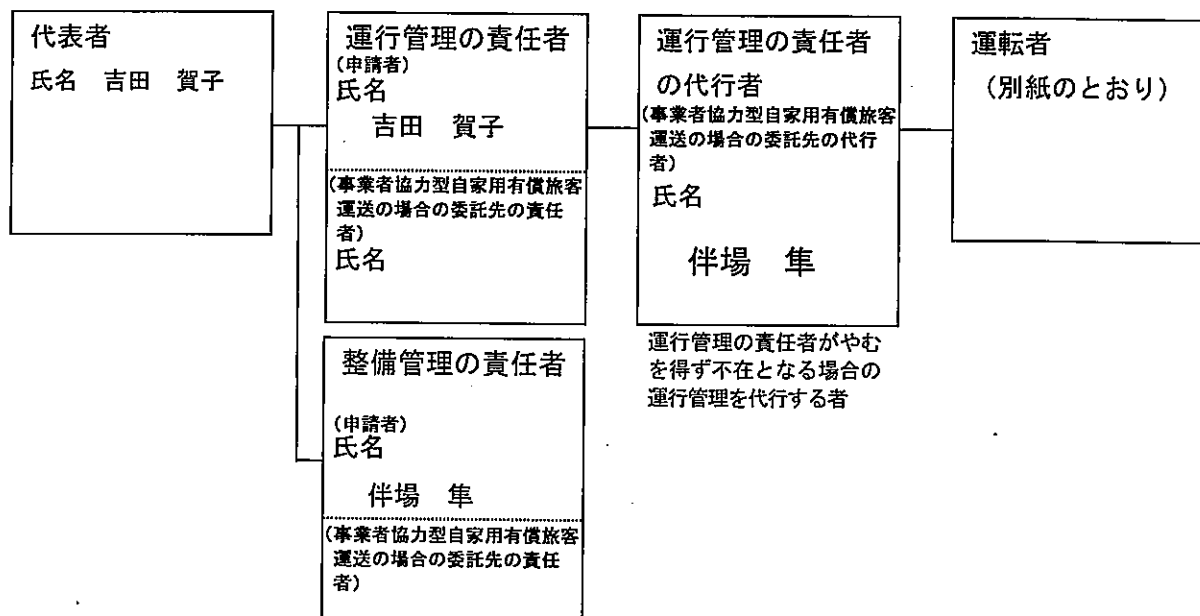
- 乗車定員11人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。
- 資格の種類には、法23条第1項の運行管理者、その他の別を記載するものとする。
- 運行を委託する場合は、受託者における運行管理の責任者を記載し、委託欄に○印を記載するものとする。
- 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、協力事業者における運行管理者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

(イ) 整備管理の責任者の就任予定名簿

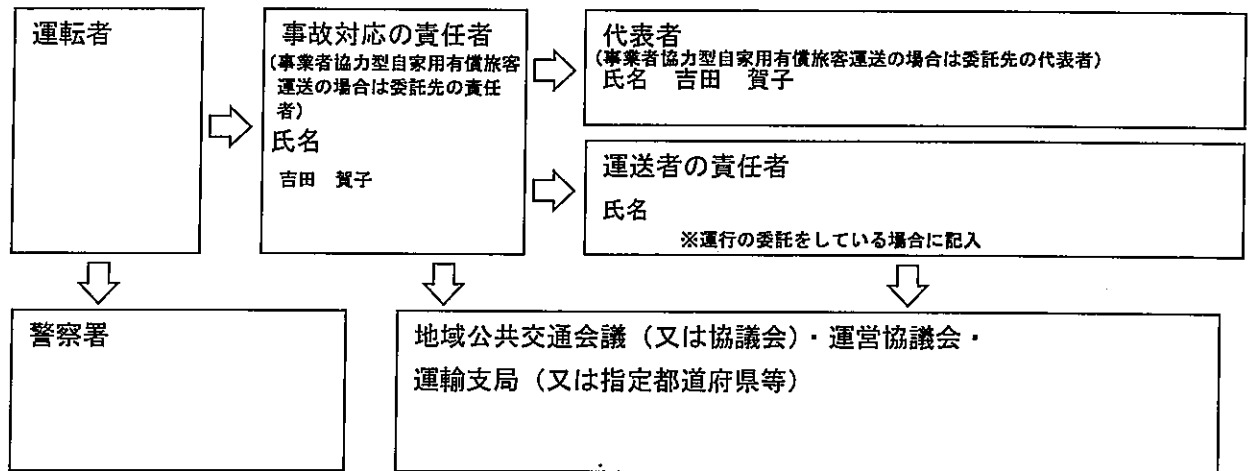
No	氏 名	住 所	協力
1	伴場 隼		
2			
3			

- 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、受託者において選任した者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

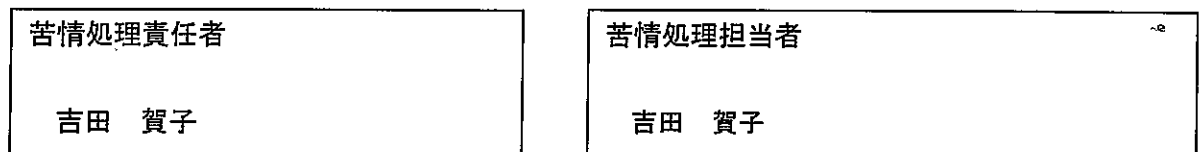
(ウ) 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統



2. 事故処理連絡体制



3. 苦情処理体制



旅 客 の 名 簿 (福祉用)

自家用有償旅客運送者の名称 社会福祉法人生活クラブ

番号	氏 名	住 所	入会年月日	運送を必要とする理由							備考
				イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	
1			2017/3/3	✓							
2			2015/7/1			✓				✓	
3			2018/1/22				✓				
4			2015/7/1			✓				✓	
5			2022/11/11				✓				
6			2015/7/24			✓					
7			2015/7/1	✓						✓	
8			2023/4/29				✓				
9			2023/2/11				✓				
10			2021/12/1			✓					
11			2023/12/26				✓				
12			2025/2/1		✓						
13			2025/2/1		✓						
14			2025/2/1			✓					
15			2025/2/28				✓				
16											
17											
18											
19											

イ 身体障害者
 ロ 精神障害者
 ハ 知的障害者
 ニ 要介護認定者
 ホ 要支援認定者
 ヘ 基本チェックリスト該当者
 ト その他（肢体不自由、内部障害、精神障害、その他の障害）

身体状況等、態様ごとの会員数

自家用有償旅客運送者の名称

社会福祉法人生活クラブ

身体障害者		人 数	要介護認定者		人 数
6 級			要 介 護 1		3
5 級			要 介 護 2		
4 級			要 介 護 3		2
3 級			要 介 護 4		
2 級		1	要 介 護 5		1
1 級		1	合 計		6
合 計		2	要支援認定者		人 数
精神障害者		人 数	要 支 援 1		
3 級			要 支 援 2		
2 級		3	合 計		
1 級			基本チェックリスト該当者		人 数
合 計		3	合 計		
知的障害者		人 数	その他の障害を有する者		人 数
軽 度		2	肢 体 不 自 由		3※
中 度		1	内 部 障 害		
重 度			知的障害（認定者を除く）		
合 計		3	精神障害（認定者を除く）		
			そ の 他		
合 計		3	合 計		3
総合計					15

※重複

社会福祉法人生活クラブ 定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

- (イ) 特別養護老人ホームの経営
- (ロ) 児童養護施設の経営
- (ハ) 乳児院の経営
- (ニ) 生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業

(2) 第二種社会福祉事業

- (イ) 老人短期入所事業の経営
- (ロ) 老人介護支援センターの経営
- (ハ) 老人デイサービス事業の経営
- (ニ) 障害福祉サービス事業の経営
- (ホ) 保育所の経営
- (ヘ) 老人居宅介護等事業の経営
- (ト) 地域生活支援事業（相談支援）の経営
- (チ) 地域生活支援事業（移動支援）の経営
- (リ) 柏市地域生活支援センター事業の受託
- (ヌ) 小規模多機能型居宅介護事業の経営
- (ル) 一時預かり事業の経営
- (ヲ) 地域子育て支援拠点事業の経営
- (ワ) 地域活動支援センターの経営
- (カ) 放課後児童健全育成事業の経営
- (ヨ) 障害児通所支援事業の経営
- (タ) 児童自立生活援助事業の経営
- (レ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営
- (ソ) 認定就労訓練事業
- (ツ) 相談支援事業
- (ネ) 養子縁組あっせん事業
- (ナ) 児童家庭支援センターの事業

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人生活クラブという。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

- 2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を千葉県佐倉市に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員8名以上12名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、法人職員による事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対しての報酬は、会議等に参加した場合の日当として1日につき5,000円に源泉所得税を含めた額を支給する。

- 2 会議等に参加した場合の交通費については、「社会福祉法人生活クラブ通勤手当支給規程」を準用して支給する。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第13条 評議員会に議長を置き、議長はその都度評議員の互選により選出する。

(決議)

第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び評議員会に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員及び会計監査人並びに職員

（役員及び会計監査人の定数）

第16条 この法人には、次の役員を置く。

（1）理事 7名以上9名以内

（2）監事 2名以内

- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、2名以内を副理事長とすることができる。
- 4 理事長及び副理事長以外の理事のうち、3名以内を専務理事とすることができる。
- 5 理事長及び副理事長並びに専務理事以外の理事のうち、3名以内を常務理事とすることができる。
- 6 前項の専務理事及び常務理事をもって社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。
- 7 この法人に会計監査人を置く。

（役員及び会計監査人の選任）

第17条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び副理事長並びに専務理事と常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第18条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、その職務を執行する。
- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、その職務を執行する。
- 5 常務理事は、専務理事を補佐し、その職務を執行する。
- 6 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 7 理事長及び業務執行理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第19条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（会計監査人の職務及び権限）

第20条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動

計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

- (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

- (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

（役員及び会計監査人の任期）

第21条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 3 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

- 4 会計監査人の任期は、選任後一年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

（役員及び会計監査人の解任）

第22条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

- 2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

- (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

- (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

- 3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

（役員及び会計監査人の報酬等）

第23条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

- 2 会議等に出席した場合の交通費については、「社会福祉法人生活クラブ通勤手当支給規程」を準用する。

- 3 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

（職員）

第24条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 役員等の損害賠償責任の免除

(責任の免除)

第25条 理事、監事又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第45条の22の2において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

(責任限定契約)

第26条 理事(理事長、業務執行理事、業務を執行したその他の理事又は当該社会福祉法人の職員でないものに限る。)、監事又は会計監査人(以下この条において「非業務執行理事等」という。)が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、あらかじめ定めた額と社会福祉法第45条の22の2において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項第2号で定める額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

第6章 理事会

(構成)

第27条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第30条 理事会に議長を置き、議長はその都度理事の互選により選出する。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 当該理事会に出席した理事長及び監事が、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

（資産の区分）

第33条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産の4種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

（1）建物

- ア 千葉県八街市東吉田字小山向 912 番地 8 及び 912 番地 9 及び 912 番地 11 所在の生活クラブ風の村特養ホーム八街 鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺 3 階建、延床面積 3896.54 平方メートル及び鉄筋コンクリート造ルーフィングぶき 2 階建 1790.38 平方メートル
- イ 千葉県流山市加四丁目 12 番地所在の生活クラブ風の村わらしこ保育園流山 鉄骨造合金メッキ鋼板葺 2 階建、延床面積 664.86 平方メートル
- ウ 千葉県流山市加四丁目 12 番地所在の生活クラブ風の村わらしこ保育園流山 木造合金メッキ鋼板葺平家建、延床面積 28.87 平方メートル
- エ 千葉県八街市東吉田字越戸 8 番地 5 所在の生活クラブ風の村保育園八街 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建、延床面積 515.83 平方メートル
- オ 千葉県佐倉市山崎字石井戸 529 番地 1 及び 529 番地 2 及び 530 番地 1 及び 531 番地所在の生活クラブ風の村さくら 鉄骨造陸屋根 4 階建、延床面積 1486.93 平方メートル
- カ 千葉県佐倉市山崎字石井戸 529 番地 1 及び 529 番地 2 及び 530 番地 1 及び 531 番地所在の生活クラブ風の村さくら 木造スレートぶき平家建、延床面積 249.6 平方メートル
- キ 千葉県千葉市稲毛区園生町 1107 番地 7 所在の生活クラブ風の村いなげ 鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建、延床面積 2443.42 平方メートルのうちの 1 階 2 階部分、延床面積 1525.01 平方メートル
- ク 千葉県佐倉市山崎字道上 488 番地及び 485 番地 1 所在の生活クラブ風の村重心通所さくら鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建、延床面積 552.73 平方メートル
- ケ 千葉県君津市糠田字原 69 番地 1 及び 64 番地及び 64 番地 2 及び 68 番地 1 及び 69 番地 4 所在の生活クラブ風の村はぐくみの杜君津 木造合金メッキ鋼板ぶき平家建、延床面積 261.26 平方メートル
- コ 千葉県君津市糠田字原 69 番地 1 及び 64 番地及び 64 番地 2 及び 68 番地 1 及び 69 番地 4 所在の生活クラブ風の村はぐくみの杜君津 木造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建、延床面積 166.44 平方メートル
- サ 千葉県君津市糠田字原 69 番地 1 及び 64 番地及び 64 番地 2 及び 68 番地 1 及び 69 番地 4 所在の生活クラブ風の村はぐくみの杜君津 木造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建、延床面積 166.44 平方メートル

- シ 千葉県君津市糠田字原 69 番地 1 及び 64 番地及び 64 番地 2 及び 68 番地 1 及び 69 番地 4 所在の生活クラブ風の村はぐくみの杜君津 木造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建、延床面積 326.67 平方メートル
- ス 千葉県君津市糠田字原 69 番地 1 及び 64 番地及び 64 番地 2 及び 68 番地 1 及び 69 番地 4 所在の生活クラブ風の村はぐくみの杜君津 木造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建、延床面積 326.67 平方メートル
- セ 千葉県君津市糠田字原 69 番地 1 及び 64 番地及び 64 番地 2 及び 68 番地 1 及び 69 番地 4 所在の生活クラブ風の村はぐくみの杜君津 木造合金メッキ鋼板ぶき平家建、延床面積 40.57 平方メートル
- ソ 千葉県君津市糠田字原 69 番地 1 及び 64 番地及び 64 番地 2 及び 68 番地 1 及び 69 番地 4 所在の生活クラブ風の村はぐくみの杜君津 木造合金メッキ鋼板ぶき平家建、延床面積 24.84 平方メートル
- タ 千葉県佐倉市本町字蛭田宿 142 番地 1 及び 144 番地 1 所在の生活クラブ風の村保育園佐倉東 木造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建、延べ床面積 823.5 平方メートル
- チ 千葉県千葉市稲毛区作草部一丁目 903 番 2 所在の生活クラブ風の村作草部 鉄骨造コンクリート屋根 3 階建 延べ床面積 1880.08 平方メートル
- ツ 千葉県君津市糠田字原 69 番地 3 所在の生活クラブ風の村はぐくみの杜君津赤ちゃんの家 木造合金メッキ鋼板葺 2 階建、延べ床面積 497.13 平方メートル
- テ 千葉県茂原市本納字立野 2315 生活クラブ風の村びあふあくとり 軽量鉄骨造 2 階建 延べ床面積 305.12 平方メートル
- ト 千葉県茂原市本納字立野 2315 生活クラブ風の村びありビングスペース 木造 2 階建て 延べ床面積 214.32 平方メートル
- ナ 千葉県茂原市本納字立野 2315 生活クラブ風の村びありビングスペース 軽量鉄骨造平家建て 延べ床面積 65.49 平方メートル
- ニ 千葉県茂原市本納字滝尻 3200・77 生活クラブ風の村びありビングスペース 木造 2 階建て 173.9 平方メートル
- ヌ 千葉県茂原市七渡字北大東 1648・32 生活クラブ風の村びありビングスペース 木造 2 階建て 96.02 平方メートル
- ネ 千葉県茂原市本納字滝尻 3200・21 生活クラブ風の村びありビングスペース 木造 2 階建て 193.76 平方メートル
- ノ 千葉県茂原市谷本字本村 22・16 生活クラブ風の村びありビングスペース 木造 2 階建て 94.78 平方メートル
- ハ 千葉県茂原市本納字宮ノ下 1554 番地 1 生活クラブ風の村びありビングスペース 木造スレートぶき 2 階建 95.19 平方メートル
- ヒ 千葉県茂原市本納字立野 2316 番地 2 生活クラブ風の村びありビングスペース 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき 2 階建 139.12 平方メートル
- フ 千葉県八街市吉倉字瀬田入 629 番地 7 生活クラブ風の村なつつらぼ 木造合金メッキ鋼板葺平家建 294.56 平方メートル
- ヘ 千葉県成田市大竹字内沼 370 番地 6、370 番地 10 生活クラブ風の村デイサービスセンターなりた 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 242.11 平方メートル
- ホ 千葉県成田市大竹字内沼 370 番地 1 1、370 番地 5、370 番地 6 生活クラブ風の村小規模多機能ハウスなりた 生活クラブ重心通所なりた 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 576.39 平方メートル
- マ 千葉県八街市字立野ろ 143 番地 8 9 生活クラブ風の村農仲舎八街 石造瓦葺平家 94.40 平方メートル

(2) 土地

- ア 千葉県八街市東吉田字小山向 912 番 8 及び 912 番 9 所在の生活クラブ風の村特養ホーム八街敷地 5683.45 平方メートル
- イ 千葉県八街市東吉田字小山向 912 番 10 所在の駐車場用地 1241 平方メートル
- ウ 千葉県佐倉市山崎字石井戸 529 番 1 1226.44 平方メートル
- エ 千葉県佐倉市山崎字石井戸 529 番 2 61 平方メートル
- オ 千葉県佐倉市山崎字石井戸 530 番 1 187 平方メートル
- カ 千葉県佐倉市山崎字石井戸 531 番 294 平方メートル
- キ 千葉県佐倉市山崎字道上 488 番 1196.69 平方メートル
- ク 千葉県佐倉市山崎字道上 485 番 1 439.17 平方メートル
- ケ 千葉県君津市糠田字原 64 番 885.95 平方メートル
- コ 千葉県君津市糠田字原 64 番 2 7.57 平方メートル
- サ 千葉県君津市糠田字原 68 番 1 823.14 平方メートル
- シ 千葉県君津市糠田字原 69 番 1 1031 平方メートル
- ス 千葉県君津市糠田字原 69 番 3 505 平方メートル
- セ 千葉県君津市糠田字原 69 番 4 38 平方メートル
- ソ 千葉県茂原市本納字立野 2315 807 平方メートル
- タ 千葉県茂原市七渡字北大東 1648・32 165.31 平方メートル
- チ 千葉県茂原市谷本字本村 22 番 16 91.91 平方メートル
- ツ 千葉県茂原市谷本字本村 22 番 20 24.6 平方メートル
- テ 千葉県茂原市本納字宮ノ下 1554 番地 1 231 平方メートル
- ト 千葉県茂原市本納字立野 2316 番 2 195.13 平方メートル
- ナ 千葉県茂原市本納字滝尻 3200 番 21 756 平方メートル
- ニ 千葉県茂原市本納字滝尻 3200 番 77 739 平方メートル
- ヌ 千葉県八街市吉倉字瀬田入 629 番 7 1263.5 平方メートル
- ネ 千葉県成田市大竹字内沼 370 番 2 497.02 平方メートル
- ノ 千葉県成田市大竹字内沼 370 番 6 1001.35 平方メートル
- ハ 千葉県成田市大竹字内沼 370 番 10 193.07 平方メートル
- ヒ 千葉県成田市大竹字内沼 370 番 5 502.18 平方メートル
- フ 千葉県成田市大竹字内沼 370 番 11 621.78 平方メートル
- ヘ 千葉県八街市字立野ろ 143 番 8 9 330.56 平方メートル
- ホ 千葉県八街市字立野ろ 143 番 9 1 330.59 平方メートル
- 3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産及び収益事業用財産は、第 4 1 条に掲げる公益を目的とする事業及び第 4 2 条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 3 4 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、千葉県知事の承認

を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、千葉県知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第35条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

第36条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第2条の39に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 会計監査報告
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第38条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第39条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第40条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

第8章 公益を目的とする事業

(種別)

第41条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 居宅介護支援事業
- (2) ホームヘルパー養成事業
- (3) 要援護者向けホームヘルプ事業
- (4) 訪問看護事業
- (5) 地域包括支援センターの協力事業
- (6) 地域生活支援事業（日中一時支援事業）
- (7) 地域包括支援センターの事業
- (8) 福祉有償運送の事業
- (9) 地域密着型サービス事業の経営
- (10) 給食サービス事業
- (11) サービス付き高齢者向け住宅の事業
- (12) 船橋市「保健と福祉の総合相談窓口」事業の受託
- (13) 有料老人ホームの経営
- (14) 中核地域生活支援センター事業の受託
- (15) 介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業（第1号事業）
- (16) 生活困窮者自立支援事業関連
- (17) 無料職業紹介業
- (18) 退所児童等アフターケア事業
- (19) 住宅確保要配慮者居住支援法人の運営事業
- (20) 社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業
- (21) 福祉用具貸与販売
- (22) 住宅改修の事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

第9章 収益を目的とする事業

(種別)

第42条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

- (1) 物品販売事業
- (2) 建物貸付事業
- (3) 太陽光発電による売電事業
- (4) 飲食店経営
- (5) 農業の経営

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

(収益の処分)

第43条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第一八五号）第一条及び平成一四年厚生労働省告示第二八三号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

第10章 解散

(解散)

第44条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第45条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第11章 定款の変更

(定款の変更)

第46条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、千葉県知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を千葉県知事に届け出なければならない。

第12章 公告の方法その他

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故及びその他やむを得ない事由により電子公告による公告ができない場合は、官報、新聞に掲載する方法により行う。

(施行細則)

第48条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員、評議員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長	池田 徹	理事	飛田 洋
理事	眞野 兼年	理事	秋葉 都子
理事	森 質	理事	斉藤 勝美
監事	前原 東二	監事	井口 政信

(施行期日)

- 1 この定款は社会福祉法人たすけあい倶楽部設立の日より施行する。
- 2 この改訂定款は、平成15年4月1日より施行する。
- 3 この改訂定款は、平成16年1月1日より施行する。
- 4 この改訂定款は、平成16年5月6日より施行する。
- 5 この改訂定款は、平成16年8月13日より施行する。
- 6 この改訂定款は、平成16年11月26日より施行する。
- 7 この改訂定款は、平成17年4月1日より施行する。
- 8 この改訂定款は、平成18年8月29日より施行する。
- 9 この改訂定款は、平成18年10月13日より施行する。
- 10 この改訂定款は、平成19年1月23日より施行する。
- 11 この改訂定款は、平成19年2月23日より施行する。
- 12 この改訂定款は、平成19年5月8日より施行する。
- 13 この改訂定款は、平成19年7月10日より施行する。
- 14 この改訂定款は、平成19年8月18日より施行する。
- 15 この改訂定款は、平成19年11月21日より施行する。
- 16 この改訂定款は、平成20年2月8日より施行する。
- 17 この改訂定款は、平成20年2月20日より施行する。
- 18 この改訂定款は、平成20年6月4日より施行する。
- 19 この改訂定款は、平成20年7月30日より施行する。
- 20 この改訂定款は、平成21年3月10日より施行する。
- 21 この改訂定款は、平成21年4月16日より施行する。
- 22 この改訂定款は、平成21年5月26日より施行する。
- 23 この改訂定款は、平成21年12月8日より施行する。
- 24 この改訂定款は、平成22年4月27日より施行する。
- 25 この改訂定款は、平成23年3月23日より施行する。
- 26 この改訂定款は、平成23年5月17日より施行する。
- 27 この改訂定款は、平成23年7月26日より施行する。

- 28 この改定定款は、平成24年1月13日より施行する。
- 29 この改定定款は、平成24年7月4日より施行する。
- 30 この改定定款は、平成24年7月31日より施行する。
- 31 この改定定款は、平成24年10月15日より施行する。
- 32 この改定定款は、平成25年2月25日より施行する。
- 33 この改定定款は、平成25年4月22日より施行する。
- 但し、第8条の規程については平成25年5月1日から施行する。
- 34 この改定定款は、平成26年1月23日より施行する。
- 35 この改定定款は、平成26年6月1日より施行する。
- 36 この改定定款は、平成26年7月1日より施行する。
- 37 この改定定款は、平成27年2月27日より施行する。
- 38 この改定定款は、平成27年7月16日より施行する。
- 39 この改定定款は、平成27年12月23日より施行する。
- 40 この改定定款は、平成28年9月21日より施行する。
- 41 この改定定款は、平成29年4月1日より施行する。
- 42 この改定定款は、平成29年10月18日より施行する。
- 43 この改定定款は、平成31年2月22日より施行する。
- 44 この改定定款は、令和元年6月18日より施行する。
- 45 この改定定款は、令和元年11月20日より施行する。
- 45 この改定定款は、令和2年2月21日より施行する。
- 46 この改定定款は、令和2年7月21日より施行する。
- 47 この改定定款は、令和2年11月26日より施行する。
- 48 この改定定款は、令和3年7月30日より施行する。
- 48 この改定定款は、令和4年 9月9日より施行する。
- 49 この改定定款は、令和6年 5月23日より施行する。

履歴事項全部証明書

千葉県佐倉市山崎字石井戸529番地1
社会福祉法人生活クラブ

会社法人等番号	0400-05-007253	
名 称	社会福祉法人たすけあい倶楽部	
	社会福祉法人生活クラブ	平成16年 1月 1日変更
主たる事務所	千葉県八街市東吉田字小山向912番8	
	千葉県佐倉市山崎字石井戸529番地1	平成19年11月21日移転
		平成20年 1月28日登記
法人成立の年月日	平成10年4月8日	
目的等	事業 1. 第一種社会福祉事業 (イ) 特別養護老人ホームの経営 (ロ) 児童養護施設の経営 (ハ) 乳児院の経営 (ニ) 生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業 2. 第二種社会福祉事業 (イ) 老人短期入所事業の経営 (ロ) 老人介護支援センターの経営 (ハ) 老人デイサービス事業の経営 (ニ) 障害福祉サービス事業の経営 (ホ) 保育所の経営 (ヘ) 老人居宅介護等事業の経営 (ト) 地域生活支援事業(相談支援)の経営 (チ) 地域生活支援事業(移動支援)の経営 (リ) 柏市地域生活支援センター事業の受託 (ヌ) 小規模多機能型居宅介護事業の経営 (ル) 一時預かり事業の経営 (フ) 地域子育て支援拠点事業の経営 (フ) 地域活動支援センターの経営 (カ) 放課後児童健全育成事業の経営 (コ) 障害児通所支援事業の経営 (タ) 児童自立生活援助事業の経営 (レ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営 (ソ) 認定就労訓練事業 (ツ) 相談支援事業 (ネ) 養子縁組あっせん事業 3. 社会福祉法第26条の規定により、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを	

	目的とする次の事業 <u>公益を目的とする事業</u> (1) 居宅介護支援事業 (2) ホームヘルパー養成事業 (3) 要介護者向けホームヘルプ事業 (4) 訪問看護事業 (5) 地域包括支援センターの協力事業 (6) 地域生活支援事業（日中一時支援事業） (7) 地域包括支援センターの事業 (8) 福祉有償運送の事業 (9) 地域密着型サービス事業の経営 (10) 給食サービス事業 (11) サービス付き高齢者向け住宅の事業 (12) 船橋市「保健と福祉の総合相談窓口」事業の受託 (13) 有料老人ホームの経営 (14) 中核地域生活支援センター事業の受託 (15) 介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業（第1号事業） (16) 生活困窮者自立支援事業関連 (17) 無料職業紹介業 (18) 退所児童等アフターケア事業 (19) 住宅確保要配慮者居住支援法人の運営事業 (20) 社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業 4. <u>社会福祉法第26条の規定による次の事業</u> <u>収益を目的とする事業</u> (1) 物品販売事業 (2) 建物貸付事業 (3) 太陽光発電による売電事業 (4) 飲食店経営 (5) 福祉用具貸与販売 (6) 住宅改修の事業 (7) 農業の経営 令和 3年 8月 6日変更 令和 3年 8月19日登記 <u>事業</u> 1. <u>第一種社会福祉事業</u> (イ) 特別養護老人ホームの経営 (ロ) 児童養護施設の経営 (ハ) 乳児院の経営 (ニ) 生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業 2. <u>第二種社会福祉事業</u> (イ) 老人短期入所事業の経営 (ロ) 老人介護支援センターの経営 (ハ) 老人デイサービス事業の経営 (ニ) 障害福祉サービス事業の経営 (ホ) 保育所の経営 (ヘ) 老人居宅介護等事業の経営 (ト) 地域生活支援事業（相談支援）の経営 (チ) 地域生活支援事業（移動支援）の経営 (リ) 柏市地域生活支援センター事業の受託 (ヌ) 小規模多機能型居宅介護事業の経営 (ル) 一時預かり事業の経営
--	---

	(フ) 地域子育て支援拠点事業の経営 (ワ) 地域活動支援センターの経営 (カ) 放課後児童健全育成事業の経営 (コ) 障害児通所支援事業の経営 (ク) 児童自立生活援助事業の経営 (ケ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営 (コ) 認定就労訓練事業 (セ) 相談支援事業 (ネ) 養子縁組あっせん事業 3. 社会福祉法第26条の規定により、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的とする次の事業 公益を目的とする事業 (1) 居宅介護支援事業 (2) ホームヘルパー養成事業 (3) 要援護者向けホームヘルプ事業 (4) 訪問看護事業 (5) 地域包括支援センターの協力事業 (6) 地域生活支援事業（日中一時支援事業） (7) 地域包括支援センターの事業 (8) 福祉有償運送の事業 (9) 地域密着型サービス事業の経営 (10) 給食サービス事業 (11) サービス付き高齢者向け住宅の事業 (12) 船橋市「保健と福祉の総合相談窓口」事業の受託 (13) 有料老人ホームの経営 (14) 中核地域生活支援センター事業の受託 (15) 介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業（第1号事業） (16) 生活困窮者自立支援事業関連 (17) 無料職業紹介業 (18) 退所児童等アフターケア事業 (19) 住宅確保要配慮者居住支援法人の運営事業 (20) 社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業 (21) 福祉用具貸与販売 (22) 住宅改修の事業 4. 社会福祉法第26条の規定による次の事業 収益を目的とする事業 (1) 物品販売事業 (2) 建物貸付事業 (3) 太陽光発電による売電事業 (4) 飲食店経営 (5) 農業の経営 令和 4年 9月 9日変更 令和 4年10月 3日登記
事業	1. 第一種社会福祉事業 (イ) 特別養護老人ホームの経営 (ロ) 児童養護施設の経営 (ハ) 乳児院の経営 (ニ) 生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業 2. 第二種社会福祉事業

	(イ) 老人短期入所事業の経営 (ロ) 老人介護支援センターの経営 (ハ) 老人デイサービス事業の経営 (ニ) 障害福祉サービス事業の経営 (ホ) 保育所の経営 (ヘ) 老人居宅介護等事業の経営 (ト) 地域生活支援事業（相談支援）の経営 (チ) 地域生活支援事業（移動支援）の経営 (リ) 柏市地域生活支援センター事業の受託 (ヌ) 小規模多機能型居宅介護事業の経営 (ル) 一時預かり事業の経営 (ヲ) 地域子育て支援拠点事業の経営 (ワ) 地域活動支援センターの経営 (カ) 放課後児童健全育成事業の経営 (ヨ) 障害児通所支援事業の経営 (タ) 児童自立生活援助事業の経営 (レ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営 (ソ) 認定就労訓練事業 (ツ) 相談支援事業 (ネ) 養子縁組あっせん事業 (ナ) 児童家庭支援センターの事業
	3. 社会福祉法第26条の規定により、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的とする次の事業 公益を目的とする事業 (1) 居宅介護支援事業 (2) ホームヘルパー養成事業 (3) 要援護者向けホームヘルプ事業 (4) 訪問看護事業 (5) 地域包括支援センターの協力事業 (6) 地域生活支援事業（日中一時支援事業） (7) 地域包括支援センターの事業 (8) 福祉有償運送の事業 (9) 地域密着型サービス事業の経営 (10) 給食サービス事業 (11) サービス付き高齢者向け住宅の事業 (12) 船橋市「保健と福祉の総合相談窓口」事業の受託 (13) 有料老人ホームの経営 (14) 中核地域生活支援センター事業の受託 (15) 介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業（第1号事業） (16) 生活困窮者自立支援事業関連 (17) 無料職業紹介業 (18) 退所児童等アフターケア事業 (19) 住宅確保要配慮者居住支援法人の運営事業 (20) 社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業 (21) 福祉用具貸与販売 (22) 住宅改修の事業
	4. 社会福祉法第26条の規定による次の事業 収益を目的とする事業 (1) 物品販売事業 (2) 建物貸付事業

千葉県佐倉市山崎字石井戸529番地1
社会福祉法人生活クラブ

	(3) 太陽光発電による売電事業 (4) 飲食店経営 (5) 農業の経営 令和 6年 5月23日変更 令和 6年 7月16日登記	
役員に関する事項	令和 3年 6月25日重任	
	理事長 池 田 徹 令和 3年 8月19日登記	
	令和 4年 6月24日辞任	
	令和 4年 7月19日登記	
	理事長 水 谷 靖 之 令和 4年 6月24日就任	
	令和 4年 7月19日登記	
	令和 5年 2月19日死亡	
	令和 5年 3月 9日登記	
	理事長 三 好 規 令和 5年 2月22日就任	
	令和 5年 3月 9日登記	
	理事長 三 好 規 令和 5年 6月28日重任	
	令和 5年 7月27日登記	
資産の総額	金28億9563万9905円 令和 3年 3月31日変更 令和 3年 6月28日登記	
	金28億8290万9468円 令和 4年 3月31日変更 令和 4年 8月 1日登記	
	金28億4962万8388円 令和 5年 3月31日変更 令和 5年 6月30日登記	
	金30億7130万7062円 令和 6年 3月31日変更 令和 6年 7月16日登記	
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成16年 2月23日移記	



千葉県佐倉市山崎字石井戸529番地1
社会福祉法人生活クラブ

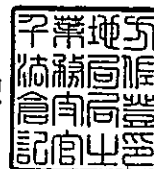
これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(千葉地方法務局管轄)

令和 7年 3月 5日

千葉地方法務局佐倉支局
登記官

小 川 勲



別紙2 (第3号様式関係)

役員等名簿

番号	商号又は名称(半角)	商号又は名称(漢字)	氏名(半角)	氏名(漢字)	生年月日			性別 (M・F)	住 所	職 名
					元号 MTSH	年	月 日			
1	シカイクワシホジツノセカイクラブ	社会福祉法人生活クラブ								理事長
2	シカイクワシホジツノセカイクラブ	社会福祉法人生活クラブ								副理事長
3	シカイクワシホジツノセカイクラブ	社会福祉法人生活クラブ								副理事長
4	シカイクワシホジツノセカイクラブ	社会福祉法人生活クラブ								専務理事
5	シカイクワシホジツノセカイクラブ	社会福祉法人生活クラブ								常務理事
6	シカイクワシホジツノセカイクラブ	社会福祉法人生活クラブ								常務理事
7	シカイクワシホジツノセカイクラブ	社会福祉法人生活クラブ								理事
8	シカイクワシホジツノセカイクラブ	社会福祉法人生活クラブ								理事
9	シカイクワシホジツノセカイクラブ	社会福祉法人生活クラブ								監事
10	シカイクワシホジツノセカイクラブ	社会福祉法人生活クラブ								監事
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										

現在における (当法人 (団体)) の役員等名簿に相違ありません。

年 月 日 住所 (法人その他の団体にあっては主たる事務所の所在地)

千葉県佐倉市山崎字石井戸529番地1

氏名 (法人その他の団体にあっては名称及び代表者の氏名)

社会福祉法人生活クラブ 理事長 三好 規

役員等名簿には、補助を受けようとする事業を行う者が

・個人である場合は本人を記載すること。

・法人その他の団体である場合は、その役員等 (業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準じる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者) を記載すること。
ただし、当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者については、本件補助金の申請に関する権限又は補助事業の執行に関する契約を締結する権限を委任されている者を除き省略することができる。

自家用有償旅客運送に使用する車両の一覧

自家用有償旅客運送者の名称 社会福祉法人生活クラブ

番号	自動車登録番号 又は 車両番号	乗車定員 (人)	所有者名	使用者名	備考
1	習志野580ほ2590	4人	オリックス自動車(株)	社会福祉法人生活クラブ	
2	船橋580う5984	4人	(株)トヨタレンタリース千葉	社会福祉法人生活クラブ	
3	船橋580う6117	4人	ダイハツ千葉販売(株)		持込車
4	習志野585め87	4人			持込車
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

自家用有償旅客運送者登録証

道路運送法第79条の3の規定に基づき、下記のとおり自家用有償旅客運送者として登録を行ったことを証する。

記

1. 登録番号

関千福第17号

2. 登録の有効期間

令和8年3月2日 まで

3. 名称、住所、代表者氏名

(名称) 社会福祉法人 生活クラブ

(住所) 千葉県佐倉市山崎字石井戸529番地1

(代表者氏名) 三好 規

4. 自家用有償旅客運送の種別

福祉有償運送

5. 運送の区域

市川市、柏市、習志野市、成田市、船橋市、八街市、印旛郡栄町

令和5年 4月12日

関東運輸局千葉運輸支局長



千葉運輸支局

種別 福祉

自家用有償旅客運送輸送実績報告書（令和3年度）

千葉運輸支局長 殿

住所 千285-0011千葉県佐倉市山崎字石井戸529番地1
運送者名 社会福祉法人生活
代表者名 理事長 池田 徹
電話番号 043-309-5811

概況（令和4年3月31日現在）

		管轄区域内 ※()はうち軽自動車数を記載					全国
		介護八街	介護船橋	介護市川	介護なりた	介護光ヶ丘	
自家用有償旅客運送自動車数	寝台車（両）	()	()	()	()	()	0 (0)
	車いす車（両）	4 (4)	3 (3)	3 (3)	3 (3)	1 (1)	14 (14)
	兼用車（両）	()	()	()	()	()	0 (0)
	回転シート車（両）	()	()	()	()	()	0 (0)
	セダン等（両）	()	()	()	1 (1)	()	1 (1)
	バス（両）	()	()	()	()	()	0 (0)
	計（両）	4 (4)	3 (3)	3 (3)	4 (4)	1 (1)	15 (15)
路線（キロメートル）又は運送の区域		八街市及び八街市を起点とする地域	船橋市・習志野市その周辺を起点とする地域	市川市及び市川市を起点とする地域	成田市・栄町その周辺を起点とする地域	柏市及び柏市を起点とする地域	
運送する旅客の範囲及び数（会員数）		介護八街	介護船橋	介護市川	介護なりた	介護光ヶ丘	全国
身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者		4	10	10	11	2	37
介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者		17	5	0	10	3	35
介護保険法第19条第1項に規定する要支援認定を受けている者		1	0	0	0	0	1
その他 肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害 その他の障害を有する者		0	6	1	2	1	10

輸送実績(前年4月1日から本年3月31日まで)

	管轄区域内					全国
	介護八街	介護船橋	介護市川	介護なりた	介護光ヶ丘	
走行キロ(キロメートル)	2,174.9	4,252.0	1,211.0	9,633.2	424.9	17,696
輸送人員（人）又は輸送回数（回）	430	483	109	960	82	2,064
輸送収入(千円)	281	475	132	771	52	1,711

事故件数(前年4月1日から本年3月31日まで)

	管轄区域内					全国
	介護八街	介護船橋	介護市川	介護なりた	介護光ヶ丘	
交通事故件数	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
重大事故件数	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
死者数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
負傷者数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

千葉運輸支局

種別 福祉

自家用有償旅客運送輸送実績報告書（令和4年度）

千葉運輸支局長 殿

住所 〒285-0011千葉県市川市石井戸529番地1
運送者名 社会福祉法人生活
代表者名 理事長 三好 規
電話番号 043-312-0833

概況（令和5年3月31日現在）

		管轄区域内 ※()はうち軽自動車数を記載					全国
		介護八街	介護船橋	介護市川	介護なりた	介護光ヶ丘	
自家用有償旅客運送自動車数	寝台車（両）	()	()	()	()	()	0 (0)
	車いす車（両）	4 (4)	3 (3)	3 (3)	3 (3)	()	13 (13)
	兼用車（両）	()	()	()	()	()	0 (0)
	回転シート車（両）	()	()	()	()	()	0 (0)
	セダン等（両）	()	()	()	1 (1)	1 (1)	2 (2)
	バス（両）	()	()	()	()	()	0 (0)
	計（両）	4 (4)	3 (3)	3 (3)	4 (4)	1 (1)	15 (15)
路線（キロメートル）又は運送の区域		八街市及び八街市を起点とする地域	船橋市・習志野市その周辺を起点とする地域	市川市及び市川市を起点とする地域	成田市・栄町その周辺を起点とする地域	柏市及び柏市を起点とする地域	
運送する旅客の範囲及び数（会員数）		介護八街	介護船橋	介護市川	介護なりた	介護光ヶ丘	全国
身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者		1	2	11	11	4	29
介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者		9	5	0	16	7	37
介護保険法第19条第1項に規定する要支援認定を受けている者		1	0	0	0	0	1
その他 肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害 その他の障害を有する者		0	10	8	0	1	19

輸送実績(前年4月1日から本年3月31日まで)

	管轄区域内					全国
	介護八街	介護船橋	介護市川	介護なりた	介護光ヶ丘	
走行キロ(キロメートル)	1,742.2	3,993.0	1,712.0	6,044.7	432.0	13,924
輸送人員（人）又は輸送回数（回）	412	454	185	1,093	78	2,222
輸送収入（千円）	220	447	190	824	53	1,734

事故件数(前年4月1日から本年3月31日まで)

	管轄区域内					全国
	介護八街	介護船橋	介護市川	介護なりた	介護光ヶ丘	
交通事故件数	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
重大事故件数	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
死者数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
負傷者数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

備考

- 1 種別の欄には、該当する事項を○で囲むこと。
- 2 管轄区域内又は指定都道府県等の区域内の欄については、運輸監理部若しくは運輸支局の管轄区域ごと又は指定都当該運輸管理部若しくは運輸支局の管轄 区域内又は指定都道府県等の区域内の公共交通空白地有償運送又は若て、登録を受けた運送の区域別に記載すること。また、輸送実績及び事故件数については、当該運送の区域内にあるをれている自家用有償旅客運送自動車について記載すること。
- 3 全国の欄にあっては登録を受けた全ての運送の区域における公共交通空白地有償運送又は福祉有償運送について前
- 4 自家用有償旅客運送自動車数の欄の()には、軽自動車数を記載すること。
- 5 運送する旅客の範囲及び数については、福祉有償運送に係る道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第4二までに掲げる区分ごとの人数を記載すること。
- 6 輸送人員又は輸送回数については、市町村運営有償運送を行う場合にあっては輸送人員を、公共交通空白地有償運送;福祉有償運送を行う場合にあっては輸送回数を記載すること。
- 7 交通事故とは、道路交通法(昭和35年法律第105号)第72条第1項の交通事故をいう。
- 8 重大事故とは、自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)第2条の事故をいう。

千葉運輸支局

種別 福祉

千葉運輸支局長 殿

自家用有償旅客運送輸送実績報告書（令和5年度）

住所 千葉県佐倉市山崎字石井戸529番地1
運送者名 社会福祉法人生活
代表者名 理事長 三好 規
電話番号 043-312-0833

概況（令和6年3月31日現在）

		管轄区域内 ※()はうち軽自動車数を記載					全国
		介護八街	介護船橋	介護市川	介護なりた	介護光ヶ丘	
自家用有償旅客運送自動車数	寝台車（両）	()	()	()	()	()	0 (0)
	車いす車（両）	4 (4)	2 (2)	3 (3)	3 (3)	()	12 (12)
	兼用車（両）	()	()	()	()	()	0 (0)
	回転シート車（両）	()	()	()	()	()	0 (0)
	セダン等（両）	()	()	()	1 (1)	1 (1)	2 (2)
	バス（両）	()	()	()	()	()	0 (0)
	計（両）	4 (4)	2 (2)	3 (3)	4 (4)	1 (1)	14 (14)
路線（キロメートル）又は運送の区域		八街市及び八街市を起点とする地域	船橋市・習志野市その周辺を起点とする地域	市川市及び市川市を起点とする地域	成田市・栄町その周辺を起点とする地域	柏市及び柏市を起点とする地域	
運送する旅客の範囲及び数（会員数）		介護八街	介護船橋	介護市川	介護なりた	介護光ヶ丘	全国
身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者		3	2	10	12	4	31
介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者		14	8	0	17	8	47
介護保険法第19条第1項に規定する要支援認定を受けている者		1	0	0	0	0	1
その他 肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害 その他の障害を有する者		0	4	8	0	1	13

輸送実績(前年4月1日から本年3月31日まで) ※本部で記載

	管轄区域内					全国
	介護八街	介護船橋	介護市川	介護なりた	介護光ヶ丘	
走行キロ(キロメートル)	2,686.5	1,167.0	1,710.0	6,270.2	451.7	12,285
輸送人員（人）又は輸送回数（回）	479	141	145	1,128	85	1,978
輸送収入（千円）	285	133	186	847	55	1,505

事故件数(前年4月1日から本年3月31日まで)

	管轄区域内					全国
	介護八街	介護船橋	介護市川	介護なりた	介護光ヶ丘	
交通事故件数	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
重大事故件数	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
死者数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
負傷者数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

令和 7 年 2 月 19 日

八千代市長 様

住 所 千葉県八千代市八千代台西 8-16-1
 名 称 特定非営利活動法人ユーアイやちよ
 代 表 者 網干 勝

八千代市福祉有償運送運営協議会への協議依頼について

このことについて、下記及び別添のとおり自家用有償旅客運送の対価の変更を行いたく、福祉有償運送運営協議会へ諮っていただきますようお願いいたします。

1 変更内容

	現行	変更後
運送の対価	・初乗り料金 3km まで 500 円 ・加算料金 3km 以上 1km につき 150 円	・初乗り料金 2km まで 500 円（土日祝日及び平日 8:00 以前又は 18:00 以降は 600 円） ・加算料金 2km 以上 1km につき 200 円（土日祝日及び平日 8:00 以前又は 18:00 以降は 240 円）
対価以外の対価	・乗降介助料金 乗降合わせて 1 回につき 300 円（但し、制度利用の場合は制度上の自己負担のみ） ・待機料金 待機時間 15 分につき 300 円 ・添乗介助料金 30 分につき 900 円	・乗降介助料金 乗降合わせて 1 回につき 500 円（但し、制度利用の場合は制度上の自己負担のみ） ・変更なし ・変更なし
その他（入会金等）	・年会費 2,000 円	・変更なし

2 変更理由

ガソリン代等諸物価の高騰及び人件費の上昇により、収益の状況が悪化したため

3 変更日（予定）

令和 7 年 4 月 1 日

担当者名 網干 勝
 連絡先 047-482-4109

八千代市福祉有償運送運営協議会 申請団体要件確認調査表

NO	項 目	内 容								
1	運送主体	特定非営利活動法人ユーアイやちよ								
2	運送対象	☐ イ 身体障害者福祉法第 4 条に規定する身体障害者 ☐ ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 5 条に規定する精神障害者 ☐ ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第 2 条第 4 号に規定する知的障害者 ☐ ニ 介護保険法第 19 条第 1 項に規定する要介護認定を受けている者 ☐ ホ 介護保険法第 19 条第 2 項に規定する要支援認定を受けている者 ☐ ヘ 介護保険法施行規則第 140 条の 62 の 4 第 2 号の基準（基本チェックリスト）に該当する者 ☐ ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者								
3	使用車両	<table border="1"> <tr> <td>車両数</td><td> 寝 台 車 台 回転シート車 2 台 車椅子車 1 台 セダン車等 6 台 兼 用 車 台 合 計 9 台 </td></tr> <tr> <td>使用権限</td><td>使用車両 9 台については運送主体が使用権限を有している。</td></tr> <tr> <td>車両の表示</td><td>マグネットにて、福祉有償運送事業者であることと、事業所名を表示</td></tr> </table>	車両数	寝 台 車 台 回転シート車 2 台 車椅子車 1 台 セダン車等 6 台 兼 用 車 台 合 計 9 台	使用権限	使用車両 9 台については運送主体が使用権限を有している。	車両の表示	マグネットにて、福祉有償運送事業者であることと、事業所名を表示		
車両数	寝 台 車 台 回転シート車 2 台 車椅子車 1 台 セダン車等 6 台 兼 用 車 台 合 計 9 台									
使用権限	使用車両 9 台については運送主体が使用権限を有している。									
車両の表示	マグネットにて、福祉有償運送事業者であることと、事業所名を表示									
4	運 転 者	<u>運転者 6 名</u> 〔内訳〕 普通二種免許保持者 名、普通免許保持者 6 名 〔講習〕 国土交通省認定福祉有償運送運転者講習（セダン等運転者講習を含む）を受講し、終了証の交付を受けている。また、免許取消・一時停止処分を受けていない。								
5	損害賠償措置	〔保険名〕 名称 AIG 損害保険 （対人：無制限，対物：無制限） 3 台 名称 √こくみん共済 （対人：無制限，対物：無制限） 1 台 名称 √日新火災海上 （対人：無制限，対物：無制限） 1 台 名称 √三井住友海上火災（対人：無制限，対物：無制限） 1 台 名称 √ソニー損害保険（対人：無制限，対物：無制限） 1 台 名称 √JA 共済 （対人：無制限，対物：無制限） 1 台 名称 √共栄火災海上 （対人：無制限，対物：無制限） 1 台								
6	対 価	<table border="1"> <tr> <td>設 定</td><td> 距離制料金 ・初乗り料金 2km まで 500 円（土日祝日、12 月 30 日～1 月 3 日及び平日 8:00 以前又は 18:00 以降は 600 円） ・加算料金 2km 以上 1km につき 200 円（土日祝日、12 月 30 日～1 月 3 日及び平日 8:00 以前又は 18:00 以降は 240 円） </td></tr> <tr> <td>説 明</td><td>千葉県タクシー料金の距離制運賃を参考に設定</td></tr> <tr> <td>対価以外の対価</td><td> 乗降介助料金 ・乗降合わせて 1 回につき 500 円（但し、制度利用の場合は制度上の自己負担のみ） ・待機料金 待機時間 15 分につき 300 円 ・添乗介助料金（運転者以外の者の添乗）30 分につき 900 円 </td></tr> <tr> <td>その他（入会金等）</td><td>年会費 2,000 円</td></tr> </table>	設 定	距離制料金 ・初乗り料金 2km まで 500 円（土日祝日、12 月 30 日～1 月 3 日及び平日 8:00 以前又は 18:00 以降は 600 円） ・加算料金 2km 以上 1km につき 200 円（土日祝日、12 月 30 日～1 月 3 日及び平日 8:00 以前又は 18:00 以降は 240 円）	説 明	千葉県タクシー料金の距離制運賃を参考に設定	対価以外の対価	乗降介助料金 ・乗降合わせて 1 回につき 500 円（但し、制度利用の場合は制度上の自己負担のみ） ・待機料金 待機時間 15 分につき 300 円 ・添乗介助料金（運転者以外の者の添乗）30 分につき 900 円	その他（入会金等）	年会費 2,000 円
設 定	距離制料金 ・初乗り料金 2km まで 500 円（土日祝日、12 月 30 日～1 月 3 日及び平日 8:00 以前又は 18:00 以降は 600 円） ・加算料金 2km 以上 1km につき 200 円（土日祝日、12 月 30 日～1 月 3 日及び平日 8:00 以前又は 18:00 以降は 240 円）									
説 明	千葉県タクシー料金の距離制運賃を参考に設定									
対価以外の対価	乗降介助料金 ・乗降合わせて 1 回につき 500 円（但し、制度利用の場合は制度上の自己負担のみ） ・待機料金 待機時間 15 分につき 300 円 ・添乗介助料金（運転者以外の者の添乗）30 分につき 900 円									
その他（入会金等）	年会費 2,000 円									

種別 ☐ 交通空白地 ☒ 福祉

自家用有償旅客運送輸送実績報告書(5 年度)

千葉 運輸支局 宛て

住 所 千葉県八千代市八千代台西8-16-1

運送者名 特定非営利活動法人ユーアイやちよ

代表者名 代表理事 網干 勝
(役職名及び氏名)

電話番号 047-482-4109

概況(令和6 年3月31日現在)

		管 轄 区 域 内 又 は 指 定 都 道 府 県 等 の 区 域 内		全 国		
		八千代市運営協議会				
自家用有償旅客運送自動車数	乗 台 車 (両)		0 両(0 両)	両(両)	両(両)	
	車 い す 車 (両)		1 両(0 両)	両(両)	1 両(両)	
	兼 用 車 (両)		0 両(0 両)	両(両)	両(両)	
	回 転 シ ー ト 車 (両)		2 両(0 両)	両(両)	2 両(両)	
	セ ダ ン 等 (両)		6 両(0 両)	両(両)	6 両(両)	
	バ ス (両)		0 両	両	両	
	計 (両)		9 両(両)	両(両)	9 両(両)	
路線(キロメートル)又は運送の区域	路線		km	km	km	
	運送の区域		八千代市及び八千代市を起点とする区域			
※留意点 旧区分で運用されている団体について、 旧区分「二：その他」に該当する精神 障害者、知的障害者、基本チェック リスト該当者の内訳がわからない場合 は、対象者全てを新区分「ト：その	福祉	新区分	(旧区分)			
		イ:身体障害者	(イ:身体障害者)	0 人	人	人
		ロ:精神障害者	(ロ:二:その他)欄へ記載	2 人	人	2 人
		ハ:知的障害者	(ハ:二:その他)欄へ記載	0 人	人	人
		ニ:要介護者	(ロ:要介護者)	36 人	人	36 人
		ホ:要支援者	(ハ:要支援者)	6 人	人	6 人
		ヘ:基本チェック リスト該当者	(ロ:二:その他)欄へ記載	0 人	人	人
		ト:その他	(ニ:その他)	0 人	人	人

輸送実績(前年4月1日から本年3月31日まで)

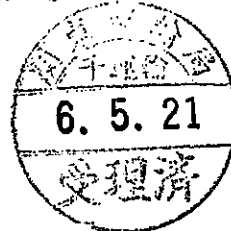
		管 轄 区 域 内 又 は 指 定 都 道 府 県 等 の 区 域 内		全 国		
		八千代市運営協議会				
走行キロ(キロメートル)		4,707	km	km	4,707	km
輸送人員(人)又は運送回数(回)	輸送人員	56	人	人	56	人
	運送回数	1,411	回	回	1,411	回
運送収入(千円)		2,045	千円	千円	2,045	千円

事故件数(前年4月1日から本年3月31日まで)

	管 轄 区 域 内 又 は 指 定 都 道 府 県 等 の 区 域 内		全 国
	八千代市運営協議会		
交通事故件数	0 件	件	件
重大事故件数	0 件	件	件
死者数	0 人	人	人
負傷者数	0 人	人	人

備考

- 種別の欄には、該当する事項を○で囲むこと。
- 管轄区域内又は指定都道府県等の区域内の欄については、運輸監視部若しくは運輸支局の管轄区域ごと又は指定都道府県等の区域ごとに、当該運輸監視部若しくは運輸支局の管轄区域内又は当該指定都道府県等の区域内の交通空白地有償運送又は福祉有償運送について、登録を受けた運送の事務所に配置されている自家用有償旅客運送自動車について記載すること。
- 全国の欄にあっては登録を受けた全ての運送の区域における交通空白地有償運送又は福祉有償運送について記載すること。
- 自家用有償旅客運送自動車数の欄の()には、軽自動車数を記載すること。
- 運送する旅客の範囲及び数については、福祉有償運送に係る道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第49条第2号イからトまでに掲げる区分ごとの人数を記載すること。
- 輸送人員又は運送回数については、路線を定めて行う場合にあっては輸送人員を、運送の区域を定めて行う場合にあっては運送回数を記載すること。
- 交通事故とは、道路交通法(昭和35年法律第105号)第72条第1項の交通事故をいう。
- 重大事故とは、自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)第2条の事故をいう。



身体状況等、態様ごとの会員数

自家用有償旅客運送者の名称

特定非営利活動法人ユーアイやちよ

身体障害者	人 数	要介護認定者	人 数
6 級		要 介 護 1	8
5 級		要 介 護 2	14
4 級		要 介 護 3	5
3 級		要 介 護 4	6
2 級	1	要 介 護 5	1
1 級		合 計	34
		要支援認定者	人 数
合 計	1	要 支 援 1	1
精神障害者	人 数	要 支 援 2	2
3 級		合 計	3
2 級		基本チェックリスト該当者	人 数
1 級	1		
		合 計	
合 計	1	その他の障害を有する者	人 数
知的障害者	人 数	肢 体 不 自 由	
軽 度		内 部 障 害	
中 度		知的障害（認定者を除く）	
重 度		精神障害（認定者を除く）	
		そ の 他	
合 計		合 計	
総合計			39